

平成31年3月25日

報道関係者各位

---

---

## 災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定を 締結しました

---

---

本市と千葉県理容生活衛生同業組合習志野支部が、「災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定」を締結いたしましたので、お知らせいたします。

1. 協定の名称

災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定

2. 協定締結先

千葉県理容生活衛生同業組合習志野支部

3. 協定の内容

本市で大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合、避難所等で生活する避難者に対して、洗髪等の理容ボランティアを実施するもの

4. 協定締結の経緯

千葉県理容生活衛生同業組合習志野支部から本市に対して、地域貢献事業の一環として、上記業務提供の提案があり、協定の締結に向けて協議を進めてまいりました。

この協定により、災害時における避難者の生活衛生の向上が図られるとともに、避難生活の疲れやストレス等の軽減が期待されることから、本協定の締結に至りました。

5. 協定締結日

平成31年3月22日

問合せ先

総務部 危機管理課

担当：石坂 康之

電話 047-453-9211